

瀬戸内町出産・子育て応援給付金

国の施策に基づき、妊娠期から出産・子育てまで一貫して子育て家庭に寄り添い、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

伴走型相談支援

○面談実施のタイミング

- ①妊娠届出時
- ②妊娠7～8か月頃
(アンケートに回答、希望者に面談)
- ③出生届出後

○面談の対象者

妊婦・産婦など



経済的支援

※原則、母親が申請者となります。

※伴奏型相談支援の面談実施後に支給

○出産応援ギフト

妊婦1人当たり5万円

○子育て応援ギフト

新生児1人当たり5万円

※双子の場合5万円×2人=10万円

○支給方法

申請時に指定した口座へ振り込み

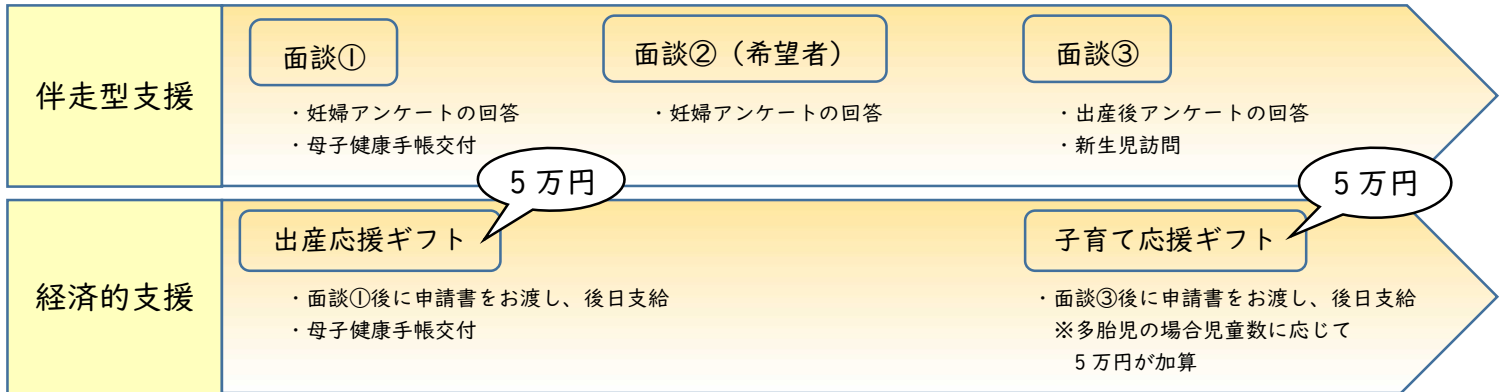


支援の流れ

妊娠8週～10週前後

妊娠32週～34週

出産



経過措置

令和4年4月1日～令和5年3月7日までに出産・妊娠届を出された方

対象となる方に、本町から申請書兼請求書、アンケートを郵送いたしますので、提出をお願いします。

□出産された方

申請書類確認後、出産(5万円)+子育て(5万円)応援ギフト=合計10万円を後日支給いたします。

□妊娠届を出された方

・出産応援ギフトの申請書兼請求書、アンケートを郵送いたしますので、提出をお願いします。

提出された申請書類を確認後、出産(5万円)応援ギフトを後日支給いたします。

・子育て応援ギフトは、出生届出時に申請書兼請求書、新生児訪問の面談時にアンケートをお渡しします。

提出された申請書類を確認後、子育て(5万円)応援ギフトを後日支給いたします。

※給付金の支給は、「面談の実施」「アンケートの回答」が必要です。

※上記以外の方(3月7日以降に妊娠届け出を出される方)は、「支援の流れ」のとおりです。

※妊娠届出後に流産・死産された妊婦や、出生届出時に死亡した児童の養育者も給付金の対象となります。

お問い合わせ先

瀬戸内町役場 保健福祉課 子育て世代包括支援センター

「出産・子育て応援ギフト」窓口Tel.0997-72-1068